

(仮称) 吉祥寺ホテル 新築工事
開発基本計画に係る調整会議事録

日 時 令和3年3月11日（木曜日）午後6時30分～午後8時00分

場 所 武藏野市役所 西棟4階 412会議室

出席委員 作山康委員長、野口和雄副委員長、山内章委員、阿部伸太委員

関係人

調整会開催請求者

請求者A、請求者B、請求者C、請求者D

開発事業者

株式会社慶和代表取締役 山村章嘉

(出席 株式会社慶和 事業者A、株式会社 KOGA 設計 事業者B)

事務局 早川都市整備部長、中迫まちづくり推進課長、まちづくり推進課職員

質疑応答者	質疑応答
事務局	ただいまから、(仮称) 吉祥寺ホテル新築工事に係る調整会を開会いたします。 はじめに、本日の調整会の委員を紹介いたします。 武藏野市まちづくり委員会から、4名の委員が出席しております。 作山康委員長。
作山委員長	作山です。よろしくお願いします。
事務局	野口和雄副委員長。
野口副委員長	野口です。
事務局	阿部伸太委員。
阿部委員	阿部です。よろしくお願いします。
事務局	山内章委員。
山内委員	山内です。よろしくお願いします。
事務局	本日の調整会の進行は、作山委員長にお願いいたします。
作山委員長	それでは、これから私が進行を行いますので、よろしくお願いいたします。 事務局から本日の出席者の紹介と運営上の注意事項について説明をお願いします。
事務局	それでは、本日の出席者を紹介いたします。

	<p>お名前をお呼びいたしますので、座られたままで結構ですので、ご一礼をお願いいたします。</p> <p>調整会開催請求者の方から紹介させていただきます。</p> <p>請求は1件で8名による連名での請求です。</p> <p>本日は、請求者Aさん。</p>
請求者（A）	よろしくお願ひします。
事務局	請求者Bさん。
請求者（B）	よろしくお願ひします。
事務局	請求者Cさん。
請求者（C）	よろしくお願ひいたします。
事務局	請求者Dさん。
請求者（D）	お願ひいたします。
事務局	<p>以上4名がご出席です。</p> <p>次に、開発事業者の方を紹介させていただきます。</p> <p>開発事業者、株式会社慶和、事業者Aさん。</p>
事業者（A）	よろしくお願ひします。
事務局	代理人、株式会社KOGA設計の事業者Bさん。
事業者（B）	よろしくお願ひします。
事務局	<p>以上2名がご出席です。</p> <p>なお、代理人の出席については、既に委任状の提出を受けております。</p> <p>続きまして、調整会運営上の注意事項を申し上げます。</p> <p>発言される場合は、委員長の許可をとってから行っていただきますようお願いいたします。無許可発言や不規則発言を繰り返した場合は、ご退席いただく場合がありますので、ご協力ををお願いします。</p> <p>また、傍聴の方にお願いいたします。受付時にお配りしました「注意事項」をよく読み、静粛に傍聴していただきますよう、お願ひいたします。</p> <p>なお、本日記録のために写真の撮影とICレコーダーによる録音をさせていただきますので、ご了承くださるようお願いいたします。</p> <p>本日の議事については、後日議事録として公開いたします。議事録は全文録としますので、本日の出席者に発言内容をご確認いただくことなく、公開することをご承知おきください。</p> <p>なお、発言者については、「Aさん」、「Bさん」というように表記いたします。</p> <p>本日の調整会は、8時半終了をめどに進めたいと思いますので、ご</p>

	<p>出席者の方のご協力をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
作山委員長	<p>それでは、調整会の位置づけ等について、私からご説明いたします。</p> <p>この調整会とは、近隣関係住民、特に調整会開催請求者と開発事業者との歩み寄りの可能性を探る場です。</p> <p>両者の主張が平行線を辿り、歩み寄りの可能性が全く見いだせない場合には、調整不能となりますので、お互いに譲れるところは譲るという柔軟な心構えで臨んでいただきたいと思います。</p> <p>また、今回は大規模開発基本構想の段階の調整会であることも踏まえ、次の手続である開発基本計画へつながるような場にしたいと思います。</p> <p>次に、調整委員、私たち調整委員は、中立的な立場に立ち、開発事業者と近隣関係住民両者の主張を聞き、その論点等の整理を行い、歩み寄りの可能性を探るために必要な提案を行います。その際、一方の主張に理があると判断した場合は、その立場からの提案を行うことはありますが、委員の個人的な考え方や感情により、どちらかの主張を後押しするようなことはいたしません。</p> <p>続いて、本日の調整会の進め方についてご説明いたします。</p> <p>まず、開催請求者の方に、請求理由や主張等についてご発言いただきます。</p> <p>次に、開発事業者のほうから、請求者の主張等に対する見解について、ご説明をいただきます。</p> <p>開発事業者の説明を受けて、改めてご意見を請求者の方に伺うとともに、私たち調整委員から双方に対して質問等をさせていただきます。</p> <p>その後、両者の意見の対立点を整理させていただいた上で、休憩を挟み、調整委員は対立点の取扱いについて協議を行います。</p> <p>再開後、対立点について1点ずつ、調整委員としての見解を述べ、双方への確認を行います。</p> <p>本日の進め方は、以上のように考えています。</p> <p>それでは、調整会請求者からご発言いただきます。おおむね15分程度でご発言ください。発言される際は、恐れ入りますが、お名前をおっしゃってから発言くださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、お願いいいたします。</p> <p>どうぞ。</p>
請求者（A）	<p>座ったままで失礼します。</p> <p>近隣からの請求者Aと申します。よろしくお願いします。</p>

	まず、先日、意見書を出していると思うんですけども、まず1つ目、屋外の広告物、また照明などについて、事業者というか、ホテルのほうではどういうふうな、近隣に対してのどの程度の影響を持つかということをちょっとお聞きしたいんですけども、お願ひします。
作山委員長	先に請求の理由を、3つありましたよね。これについてお話ししたいでいて、さらにその3つの部分についてですね、少しつけ加えたいというようなことがあればお話しいただければなというふうに思います。
請求者（A）	<p>はい、分かりました。</p> <p>あと2つ目として、建物の外観の色調ですね、これに対して、具体的に黒やグレーなどではなく、暖かいベージュか茶色の、茶系統への色彩の変更を求めるものであります。</p> <p>その次に、第3として、エントランスに、壁を設置して、壁は、施設そのものが閉鎖的な印象を受けるものであれば、撤去を求めるということです。</p> <p>その次に、まあ、1、2、3の観点から、今回調整会を開催していただき、説明会との見解の、見解書における確認なども含めて、合理的な説明をいただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
作山委員長	1番に関連して何か追加資料等が出ていますけども、これ、何か説明しなくてよろしいですか。
請求者（B）	今建っている……
作山委員長	マイクをお願いします。
請求者（B）	<p>すみません、西側の、西側というのかな、西側の出入り口のほうに、このピンクの、ピンクで、ピンクじゃないのか、ひと色ではないんです。しそっちゅう色が変わるんですけども、そういうものを点滅して、こういう路地に、夜は、夜間は路地や、これは夜明けの3時過ぎくらいまで、一つこれは向こう側の、本当に西側のダイヤバローレさんというマンションの窓に、窓と壁に反射して、もう全面ピンクに反射して、うちのほうに、うちのほうというのは東側の路地の向こう、すぐ向かいの私どものほうの、皆さんの並びのほうの路地にこの色が変わりながら反射して、夜中までずっとあるということですね。</p> <p>それから、その照明に加えてですけれども、ここにありますこの横の線の白いLED、これがまた明るいから直接入るお宅にもあるんですね。それはもう避けられない、直接真ん前で、3階だし、私たちの本当の住居の真ん前でずっと光があります。</p>

	<p>それから、これには出てないですけれども、私たちの前の道路のところに塀があるんですけれども、敷地の、そこにも壁に、間接照明とはおっしゃいますが、全部私どものほうに反射板を向けて光がくるようになっています。そういうことなので、私たちはこの照明が消えるまで、ちょっとでも目が覚めたら、この明かりが気になってもう眠れない、これはLEDですから、ちょっと目が刺激を受けて眠れないということもたびたびあって、今、今日来られない方も相当なストレスで、今日■なんですけれども、直接それが関係あるとは言いませんけれども、いろんなストレスとか迷惑とか、そういうものがかかるついていると感じています。</p>
請求者（A）	請求者Cさん。
請求者（B）	請求者Cさん、どうですか、光は。
請求者（C）	<p>光はもう、ちょっと私も、最初のころはちょっと鬱になってしまって、眠れないのがもう、早く床に入ろうと思って寝るんですけども、容赦なく、窓のカーテンを幾ら何重にもしても入り込んできて、部屋が暗くなるとその光が入ってきて電気をつけたみたいな状態になってしまんですね。そういうことで、寝たい、寝たいと思うのと、眠れない、眠れないというとの葛藤で、かなり、ちょっとおかしくなりました。</p> <p>やっと少し慣れてきたかな、自分の中では妥協する気持ちが少しずつ出てきたかなと思ったんですけども、でもやはりそれがどうしても駄目なんですね。自分では思う、思うと思いながらでも、皆さん分からなかっしら、人間は夜になって何時になったら、やはり睡眠をとらなければいけない。そして朝の何時から起きてという、そのサイクルというのはとても大切なのだと思うんですけども、そのサイクルが完全に崩れて、人間が必要とされるものが全然求めることができない。そういう生活がもう何年もずっと続いているので、いい加減もう、もう住むところではないのかなと思うくらいまで追い込まれ、追いやられてしまう。そういう経験は皆さんがあるかもしれませんけども、そこにお住まいになってその光と闘っていただいて、住民がどれくらい苦しんでいるかということをよく考えていただきたい。私のお話しできるのはそれぐらいですけれども、実体験でお話しいたしました。</p>
作山委員長	<p>ありがとうございます。 今のは、補足説明は特に、1番目の屋外広告物……</p>
請求者（C）	照明、はい。

作山委員長	照明について、文書では近隣の東急REIさんのような落ち着いた大きさと明るさにしてほしいということですが、その背景は、現状がラフェスタですか、このホテルの照明が色が変わるし、これは多分一般の人だとなかなか専門知識がないので、言葉として表現できないと思われますが、恐らく光の害というのはいろんなのがあるのですが、ここでは例えば色温度、色が変わっていく、例えばピンクだったり、ここでもありますが、赤だったりという、その色がまず一つ不快というふうに感じるところもある。さらに、先ほど白い、まぶしい、これは輝度とか、まぶしさ、まぶしさは人の嫌がる要素として重要なですけれども、まぶしさの問題もある。それから、一般的には明るさとかいうと照度になるんですけども、別に明るいだけではなくて、色だったり、まぶしさだったり、それから変化したり、動光と、動く光と言うのですけれども、こういうところも含めて、問題だと感じているということでおよろしいですか。
請求者（C）	はい。
作山委員長	はい。特に今回の請求者の方は、今回の開発事業者さんの■にお住まい、あるいは権利者のほぼ全員の方に近いぐらいの方が請求をしているということで、こういう現状に、近くにあるようなものではないようにしてほしいということが、この東急REIのような大きさ、明るさにしてほしいという言葉に代わったという、表現されたということでおよろしいですか。
請求者（C）	明るさが必要とされるんであれば、私たちが睡眠を取る時間帯はやめてほしいぐらい。
作山委員長	それはどのぐらいの時間帯ですか。マイクをお願いします。
請求者（C）	だって、普通人間が寝るのは早く10時くらいから寝ますけれども、朝方どうしても5時くらいまでは寝たいですよね。その間も煌々とついているわけですので、いつ寝なさいと言われても、無理です。
作山委員長	その照明については時間帯の話も含んでいるという、よろしいですね。
請求者（C）	はい。
作山委員長	はい、ありがとうございます。 ただいま請求者の方の主張等をお聞きしましたけれども、ここで論点を整理したいと思います。 主張を伺いましたところ、論点は3つあります。1つは、1点目は照明、屋外広告物とか照明について、これは時間もそうだし、色温度もそうだし、照度も、明るさもそうだし、まぶしさもそうだし、この

	<p>辺をもっと落ち着いたものにしてほしいということでおよしいですね、はい。</p> <p>2点目の主張は、通常の昼間の外壁の色調で、少し黒やグレーではなくて、一般的の日本の風景、恐らく武蔵野市も同様だと思いますけれども、暖かいベージュ系を中心とした茶系の色彩への変更を求めるということですね。</p>
請求者（B）	いいですか。
作山委員長	ああ、どうぞ。2点目について。
請求者（B）	今私たちがここに住んでいる路地は大体白、白か、ベージュか、その辺りですね。はい、ですから、その路地に合った色、そういうものをお願いしたいと思います。
作山委員長	はい、ありがとうございます。
請求者（B）	それから、この写真で、ここの後ろにうっすらとヤマダ電機の広告の塔が建っているんです。これが黒なんですけれども、やはりこのマンションやこの光の反射で、うちのほうから見るとぼうっと浮かび上がって迫ってくる威圧感とか、圧迫感とかそういうものがあるんですね。それが今度はもっと正面に出てきますので、もうその何か、うつとうしさというか、はい。
作山委員長	はい、分かりました。
請求者（B）	そういうこともあります、はい。
作山委員長	<p>はい。</p> <p>論点の3点目ですね、主張の3点目は、エントランス、こちらの計画のホテルですか、ホテルのエントランス前の立て壁というのですか、この入り口を、ちょっとエントランスを直接見えないようにしている立て壁そのものが閉鎖的な印象を受けるため、撤去を求めるということで、この3点があるということですね。</p> <p>はい、それでは……</p>
請求者（A）	すみません、いいですか。
作山委員長	はい、どうぞ。
請求者（A）	突然、ちょっとすみません。今の話でいくと要するに現在の形態のホテルを前提にした話ですよね。今のホテルさんの……
作山委員長	この計画についてですね。
請求者（A）	ええ。
作山委員長	提案された計画についてです。
請求者（A）	そういう形態というのはまちづくり協議会さんですか、なんかではどういうふうな見解を持っていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたい

	んですが。
野口副委員長	意味が、すみません。
請求者（A）	現在の形態と同じホテルが新築で建つということの前提で話しちやっているんですよね、今は。
請求者（B）	もう、だから建つことは決まっている。
野口副委員長	今日、いいですか、今日我々に課せられた課題は、新しく造る建物について皆さんから請求があったと、こう理解していまして、既存のものについては残念ながら、既存のものについて我々が悪いとかいいとか言えないという立場はご理解ください。したがって、今回申請がありそうな、あったか、あった建物についてここで調整会にかかっているということです。
請求者（A）	新しい建物に対しても要するに現在の形態と同じになった場合は、どう。
野口副委員長	それはだから皆さんの請求理由ですね、ここをこうしてほしいという請求理由で請求があれば、それについてここで協議の対象になると、こういうことです。
作山委員長	いずれにしろ、今あるものについてはここでは扱うことができません。ただ、これから建てようとするものについて、例えの話として現状ではこういうものがあるので、こういうふうにはなってほしくないということを新しく造るものに対して請求するということでよろしいですね。
請求者（A）	はい、そうですね。しつこいようですが、新しく建った場合に、建った建物が現在のホテルの形態と同じになる可能性もあるわけですね。
野口副委員長	それは皆さんのが証明してほしいと、事業者さんがどう思っているかどうかはここでは多分話合いになると思うんですが、そうではないと言われば、そうではない可能性があるので、そこはまさに今日の話合いの中心的な課題になる可能性はあります。
作山委員長	請求をしているのは3点なので、それ以外の業務形態とか業務の中身については今回請求の内容ではありません。また、それについては法律的には一応合致しているということで今手続を進めているようですので、ここではそこの部分については特に異論はちょっと、扱わないといいますか、請求されてませんし、そこがなかなか調整できるものでもないということで、あくまでもこの3点について今日は調整をしたいというところでござります。
請求者（A）	分かりました。

作山委員長	<p>はい。</p> <p>それでは、この3点について、請求者の主張に対する開発事業者さんの見解の説明と質問に対する回答をお願いしたいと思います。できれば、図面等で具体的に示すことができればですね、示していただくと分かりやすいので、説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、よろしくお願ひします。</p>
事業者（B）	<p>では、代理人になりますKOGA設計の事業者Bと申します。よろしくお願ひします。</p> <p>まず、1点目に関してですね、先ほどの論点の話で、既存である建物との話は、まずこういうふうにはやりませんというふうにしか言えませんので、あと今まで書類で出しています図面、あとペースにのつとつて今後進めていきますので、それで物が建って、その後のことは、ここではお約束はある程度できるんですけども、絶対とはちょっと言えないものですから、何と言うんでしょうね、照明に関して云々ということであれば、今回建てる段階では間違いなくそれをこの書類のとおり進めますので、その後のことはまた事業者さんと近隣の方とやり取りをしていくしかないのかなとは思っています。やるかやらないか、分からぬということですね。</p>
請求者（C）	でもそんなのは。
作山委員長	ちょっと、待って。
事業者（B）	やらないですとしか言えないですから。
作山委員長	ただ、代理人なので、ちゃんとそれは答える必要があると思いますが。
事業者（B）	やらないと。
作山委員長	そんなのはやらないですね、やる可能性があるならやる可能性がある。
事業者（B）	可能性があるとは言わないんですけども、ただ、やるだろうとかやらないだろうと、やりませんと。
事業者（A）	あ、やりません。
作山委員長	はい、ありがとうございます。
事業者（A）	やりません。
請求者（B）	やらないって……
作山委員長	ちょっと待ってください。では、どうぞ続けてください。
事業者（B）	光の件はそれでよろしいですかね。
作山委員長	はい。
事業者（B）	あと看板と、広告物等に対してですね、東急さんとの同じ大きさと

	か明るさをということですけれども、一応看板のサイズはですね、同じようにできるかなとは思います。
作山委員長	同じようにというのは。
事業者（B）	同じようなサイズにはできるかなと、高さに対してですね。大体50cmくらいの高さですので、こちらも同じくらいで想定しています。ただですね、看板の色ですね。色に対しては一応白色の照明の色をですね、照明というか、内照の色を想定していますので、全く同じ色にすることはちょっと難しいというのが……
野口副委員長	今のお話は、請求者さんのメモにある②を言っているのですか、③について言っているのか、ちょっと。
事業者（B）	①です。
作山委員長	まだ①です。
野口副委員長	まだ①ですか。了解しました。
作山委員長	ホテルの名称の部分ですか、白文字の。
事業者（B）	広告、チャンネル文字というかですね。
作山委員長	内照のね。
野口副委員長	ああ。
事業者（B）	看板のところですね。
作山委員長	続けてください。
事業者（B）	はい。あと外壁の照明に関してはですね、再三ご説明しているんですけども、間接照明を想定していますけれども、目に射すようなまぶしい光は使う予定はありません。はい。 1番はそれ、以上ですね。 2番に関してはですね、現在計画している色がですね、黒、グレー系ではあるんですけども、一応武藏野市の条例にのっとって明るさとか色合いとかですね、それに沿った形で計画をしています。それを前提に計画していますので、通りに沿ってその調和を合わせてくれというお話は分かるんですけども、もう1本通りの隣の通りですね。そちらには黒、グレーを対象とした建物も数件ありますし、駐輪場ですね、角の、あそこに至ってはグリーンの色を使っています。だからどれと調和をとることとなると、逆に武藏野市さんに隣と合わせなさいということがあるのかどうか、それも逆にお聞きしたいぐらいですね。だから一応グレーと黒というのは今のところ変えるつもりはありません。 あと3番目に関してはですね、広告物をですね、遮蔽の目隠しとしてという形で捉えられているのかもしれないですけれども、一応広告

	物をつける壁という形でこちらは考えていますので、人が通る目線ですね、一応ホテルの名称をつける壁という形で捉えていただければなとは思っています。 以上です。
作山委員長	ありがとうございます。 今の事業者からの見解、回答に対して、請求者から何かご意見、ご質問ございますでしょうか。
請求者 (D)	さっきの黒かグレーという話なんですが、どちらの色のほうが強いんでしょうか。
事業者 (B)	2番ですか。
請求者 (D)	2番。
作山委員長	強いというのは、強いというのはどういう意味ですか。
請求者 (D)	量が多い。
野口副委員長	面積が。
請求者 (D)	はい。
事業者 (B)	そうですね、パースをお渡ししているんですけども、それを見ていただきたいなと思うんですけども、量的にはグレーというか、シルバー系のアルミパネルの面積が多いと思います。あと窓の部分が一番面積を取っていますので、窓はガラスになりますので、何色というふうにはなかなかちょっとと言えないんですけども、グレーと、窓ガラスの面積が一番多いと思います。
作山委員長	ほかにご意見はありますか。
請求者 (D)	今、色の、参考にしたという、武藏野市の参考ということでお話がありましたけれども、私の通りのところでは黒はありません。あとグリーンは道路のほうのところで、うちの前の道に合わせて、ほかのところの道路はいいんです。私たちの道路のところを見ていただきたいと思います。
作山委員長	はい、ありがとうございます。 ちょっと今の件に関して、私、景観の専門なもんですから言いますと、これは請求者さんがおっしゃるのは普通で、通り、この通りに調和するというのが社会的な常識です。ほかの裏側とか、別のところで黒があるから、どこで調和させるのかというと、この通りです。通り沿いです。ですから、請求者さんのおっしゃっているようにこの通り沿いがベージュや茶系が中心であれば、それを尊重する。どういう尊重の仕方というのは難しいんですよ、確かに、アクセントをつくるというのもあるんですが、しかも、これ御影石だったら——しますし、

	<p>アルミなんかももう限りなく色を出せるんですよ、結構。自然の御影でも本当にモノトーンに近いような黒とか白っぽいのもあれば、少し茶色、さび色が入っていたり、ちょっとベージュがかった黒みたいなものもあるんですね。ですから、そういう尊重の仕方もありますので、ただ、先ほどの回答だとモノトーンの黒、グレー、これだったら無彩色系のものというふうに聞こえるので、それはもうちょっと歩み寄ってはいかがでしょうかというのが僕の、私たち調整役としてはですね、少し歩み寄れるのではないか、そんなに難しいものではないのではないかというふうには思います。その辺に関してはどうでしようかね。</p> <p>極端にベージュ、茶系にしろど、そこまではいかないけれども、黒でも少しベージュっぽい黒とかもありますよね、たくさんね。</p>
事業者 (B)	ああ、そうですね。
作山委員長	<p>だから、そういう調和の仕方というか、もあるし、アルミだって、金属色ではなくて、ちょっと、やはりベージュの町並みに合うような少し色味というか、そういうのも、あるいはヘアラインだったり仕上げやなんかもあると思うんですが、そういうのはいかがでしょうか。</p> <p>あと特に石の場合はですね、水磨きみたいに、鏡面のようにぴかぴかにすると、高級感はあるんですが、逆にいうとちょっと派手になるので、繁華街のイメージが強過ぎて、昔から本当の高級なところの建物は磨かないんですよ。墓石みたいに磨くとちょっと高級そうに見えますけれども、あれは難しくてですね、逆に磨かずに、落ち着いて、昔だと小タタキとかビシャンとか、むしろ磨かないというのがさらにもっと上の高級の傾向があるんですね。だから少しそういう、何か歩み寄りもあるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょう、2番目のところから入りますけれども。</p>
事業者 (B)	<p>まあ、茶系を取り入れるというのは、今おっしゃられたように、今御影石を想定しているのでそれは可能だと思います。それも検討の余地はあるかなと思います。</p> <p>ただ、ベージュとか白とか、極端に要求があると、なかなか全体的な構成のときには全く違うものになってしまないので、できれば1階周りの壁だけ茶系に持っていくとか、そういったことは検討させていただいてもいいかなとは思っています。</p>
作山委員長	<p>それでは、1点目の照明について、ちょっと確認を私のほうからさせていただきます。</p> <p>基本は、この計画にある、このペースのようなものであるというお</p>

	話でしたが、請求者さんのほうで少し危惧されているのが先ほどお話をあって、現況でも既にこんなのがあるので、将来、これが最近のLEDだと何でも色を出せるので、将来、これが急に夜になると色が変わつて何か派手になるのではないかとか、そういう変わつたり、急に照度が変わつたりとかいうことは操作は簡単なので、器具を入れれば、そういう危惧をされている、可能性を心配されているんだと思うんですが、これについてコメントはありますか。それは基本はこれでいきますというのであれば、非常に分かりやすいんですが。
事業者（A）	慶和の事業者Aです。 基本的にこの照明の形でいきます。
作山委員長	ありがとうございます。
事業者（A）	あと皆さんることは知っているんですけども、目の前に長く住んでいらっしゃいますし、私も長くやっていますので。この反対側のような明るさではなく、住民の方が通常寝れるくらいの明るさの調整を考えていますので。
請求者（C）	どのくらいの明るさですか。
事業者（A）	それはちょっと請求者Cさんの家からですね、どれくらい見えるかというのは見てみないと分からぬですね。
請求者（C）	夜真っ暗闇になったときの光をご覧になっていますか。
事業者（A）	まあ、夜も見たことがあります。
請求者（C）	あれは子供が喜んでいるくらいの明るさですよ、あれ、LEDライトなんていうのは。
事業者（A）	反対側でしょう。私が言っているのは請求者Cさんの家の前のことを言っています。
請求者（C）	うちの前の道の。
事業者（A）	家の前のところの、細いLEDではないですか。
請求者（C）	私は今ここのために来ているんですから……
事業者（A）	はいっ。
請求者（C）	私は今ここにうちの前の明るさのことで来ているので、ほかの明るさというのは。
事業者（A）	ここは、だって裏ですよ、裏。
請求者（C）	裏です。その……
事業者（A）	請求者Cさんの前はここではないですから。
請求者（C）	どうしてですか。
請求者（D）	LEDの明るさね。

事業者 (A)	細いLEDに、壁に入っている明るさですね。
請求者 (C)	あんな強い光……
請求者 (B)	駐車場の……
事業者 (A)	駐車場の明るさですよね。
請求者 (C)	そうです。
事業者 (A)	だからその明るさ、その明るさじゃない明るさになると思います。
請求者 (C)	何か悪いんですけれども、信じられないんですよね。
作山委員長	まあ、うまく、この場では信じるしかないこともありますので、そこを疑うと何も話は進みませんので、一応それ、ある種の約束をしていただくということですから、それを守ってもらうということでおろしいのでは。
事業者 (B)	多分おっしゃられているのは、今ラインでざっと入っているんだと、それのことをおっしゃっているのかなと思うんですけども、ああいう目に射す光は今回使いませんので、あくまでも間接照明というのをメインにしていますので。
請求者 (C)	建物の光が、光が当たったときに建物から反射的に道路側のほうにくるということはありませんか。そういう……
事業者 (B)	逆に言うと黒い部分とかに光があるので、そんなに光が白を、白とグレーの部分がですね、何と言つたらいいのでしょうか、アルミパネルは表に出ているんですけども、引っ込んで間接照明を入れていますので、照り返しでもっと明るくなるということは逆に少ないのであるんではないかなと思っているんですね。
作山委員長	これ、ちょっと専門的なことになるのですけれども、基本は間接照明でいきますよということでおろしいですよね。
事業者 (B)	はい。
作山委員長	だから、今あるものはこれは間接照明ではないんですよ。割と内照式だったり、直接くるので反射も鋭いんですが、間接照明、つまり壁に当たりするので、そこから壁に当たったのがもう1回反射するというのはあるんですけども、直接的ではないので、輝度とか、照度も含めて弱まっていくということでよろしいですね。
事業者 (B)	はい。
作山委員長	はい、どうぞ。
請求者 (B)	黒い部分のほうが少ないわけですね。窓とかアルミのパネルの部分が、グレーの部分が多いわけですね。そこは反射しますよね。
作山委員長	この仕上げについてどういったふうにするのか、ヘアラインみたいにするのか、鏡面みたいなアルミにするのかによって変わってくると

	思うんですが、それによってもイメージが変わってきて、まさに鏡面みたいにするとそれが反射がするでしょうということだと思います。
事業者（B）	アルミパネルは鏡面ではありません。ヘアラインですね。
作山委員長	ヘアラインですね。
事業者（B）	はい。
作山委員長	ヘアラインって、こう反射しない、直接鏡のように反射はしないという感じですね。 ほかはいかがでしょうか。 3点目はちょっと歩み寄れないというお話ですけれども、1点目、2点目、2点目は先ほど少し歩み寄れるようなお話があつたりしましたけれども、1点目の部分、まだまだ細かいところについては納得されてないのかなと思うんですけども、ご意見があれば、どうぞ。
請求者（B）	1点目かどうか分からぬのですけれども、吉祥寺ホテルと……
作山委員長	マイクをお願いします。
請求者（B）	あ、吉祥寺ホテルという文字で、そこに看板じゃないけれども、入りますよね。そこに色を加えるとおっしゃっているんですが、それが嫌ですね。だって、前のホテルのときもそれで色を加えられて、強くピンクだ、オレンジだ、緑だと変えられてますので、信じてくれと言われてもとても信じられない。
作山委員長	そこを確認です。この内照式のホテルの広告看板ですけれども、これについては1つの色で表示するということでよろしいんですか。
事業者（B）	はい。先ほども言ったとおり、白色です。1色です。
作山委員長	ということを言っておりますので、それをもう一応信じるしかないですね。
請求者（B）	信じないです。
請求者（D）	あと3番なんですが、この立て看板、これを取り除くことはできないでしょうか。
作山委員長	再度の確認ですね。
請求者（D）	はい。
作山委員長	再度取り除くことはできないかと、先ほどやらないと言ったんですけども、もう1回回答をお願いします。
請求者（D）	すみません。
事業者（B）	ええと議長からも歩み寄りという言葉があったので、最初の段階ですね、開催する前の段階で、歩み寄らなければいけないのかなということで、オーナーさんとも外壁についてですね、外壁じゃない、ごめんなさい、工作物と照明についてですね、その辺で間接照明と言え

	<p>ど、確かに明かりは幾らか道路にくるでしょうから、あと看板の内照の白色も明かりが出るでしょうから、看板をやめてはどうかなという話をしておりました。それも検討の余地として、外す方向で検討しましょうかというのを事前にちょっと話はしておりました。</p> <p>外したとしたらですね、今度は看板がなくなってしまうので、やはり立て看板を、下の壁につけている看板はどうしてもこれは商売として必要なので、それだけはちょっと残したいという考えはあります。</p>
作山委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ちょっと調整者、私としての提案なんですけれども、この入り口の部分の看板は残したいというのもそれは事業者の意見として理解できるのはできるんですね。請求者さんとしては、何かすごく閉鎖的でちょっと誤解をされるようなイメージというか、別の施設のイメージが強調されるのではないかという危惧だと思うんですね。例えば斜めのルーバー的に、こういう基本は立て壁だけれども、だから斜めからはスリットで見えて、正面は見えないけれども、そういうスリットのようなルーバー、しかもちゃんと見えない、中が見えないもので、あくまでも広告の壁的なものにするとか、何か工夫でもって両者の主張をですね、歩み寄れるような工夫ってできないですかね。</p>
事業者（B）	<p>よろしいですか、意匠的なことなので、逆にあまり言われたくないなど。</p>
作山委員長	<p>ああ、そのとおりです。ですから、意匠的なことだから、むしろ意匠というのは制限された中でデザインは昇華されていくので、最初から理想的なもので言われたくないではなくて、もしもそういうところだったら、デザインの見せどころで、それでも解決できるということがあるのではないか。</p>
事業者（B）	<p>おっしゃるのは分かります。ただ、こういうふうにパースの出ている中で、幅が2mくらいの壁なんですね。今入り口の見えるような角度のパースになっています。正面からだけが見えないという話なんでしょうけれども、それ以外は丸々見えるわけですよ。それを閉鎖的と言われると、2mくらいしかないですから、それが、看板の件でもですね、歩み寄ろうとは思っていますので、そこは逆に歩み寄っていただきたいなと思っております。</p>
作山委員長	<p>今回基本構想なので、何ですかね、そういうふうに今おっしゃっていることも一理あると思っています。僕だったら、それを納得させるために、簡単な模型を作って、ほら、ほとんど、余り影響はないでしようというようなものを、一般の素人の方はやはりプロの建築家と違</p>

	<p>ってですね、空間が脳で理解するのは難しいんですよ。これは一面だけなので、むしろこういう形で、ほら、こっちから見ても、こっちから見ても、やはりよく見えちゃうでしょう。だからこれはあまり影響ないのでというような簡単なこんな、ぽっぽと模型を作つて、そこだけ説明するとかね、何かそういう努力もあると理解しやすいのかなと思うんですね。</p> <p>今の言葉、一般の素人の方は多分空間イメージができないです。僕は理解していますよ。しますけれども、でも一般の人は、いや、これはやはり閉鎖的だろう、これだけ見るとそうなっちゃうので。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
請求者（B）	今回建てるのは、西側のあのホテルではなくて、多目的ホテルとかとおっしゃられたんですよね、前の説明会で。
事業者（B）	はい。
請求者（B）	私たちが日常生活、ホテルというものは、前面ドア、ガラス張りで全面開いていますし、フロントがそこから見えますし、そういうものがホテルだと思っていました。ですから、この看板がおかしいというのは普通だと思います。
野口副委員長	いや、道路から見えない、フロントが見えないホテルは結構ありますよ。
請求者（B）	そうですか。
野口副委員長	ええ。
請求者（A）	普通じゃないと思います。
野口副委員長	ただ、ただ今回の、今回の疑惑を言われているわけですよね。看板と言っているけれども、看板の機能もあるけれども、ほかの機能もあるのではないかということを言わされているんではないかなと思うんですが。
請求者（D）	そうです。
野口副委員長	どうですか。
請求者（D）	そういうことです。
請求者（B）	だから、私たちはここで日常生活を送っているので、そういうようなものは嫌だし、不快感、何というか、そういうものが、やはり毎日それを感じて生きていかなくてはならない、そういうことです。
作山委員長	ただ、先ほど確認しましたように、3点目についてはまあ変更はないという返事で、あるいは多少、もうちょっと、まだ基本構想の段階なので、今後基本計画とか実施設計とかへ行く段階で、考慮する範疇にあるのか、ないのかという、ちょっと再度確認させてください。

事業者（B）	エントランスが見える、見えないというのが気になっているということでしたので、そうですね、やはり正面のやつは欲しいんですよ。もう一つエントランスがありまして、それに袖壁がついています、図面上ですね。それを取ってしまうのは、まあ検討の余地はあるかなとは思っております。だからエントランスが2つあるので、どっちも見えないという話ではなくて、エントランス、もう一つのエントランスは丸見えになるのかなと、それがどうなのかなというところですかね。
作山委員長	ちょっとペースがないので、ちょっと……
事業者（B）	ペースにはちょっと写り込んでこないんですけども、図面上の… …
作山委員長	ちょっとイメージを共有できないと思うんです。
野口副委員長	今言われているのは、南側からのアプローチについては、南側のアプローチと東側のアプローチのことを言われているのか。
事業者（B）	A通りとC通り、ごめんなさい、C通りのところにエントランスがあるんですね。2つエントランスがあるんですけども、そこに袖壁、駐輪場の横に袖壁があるんですけども。
野口副委員長	ええ。
請求者（B）	ここにC通りの……
事業者（B）	そうです、そうです。それがなくなればエントランスが見えるのかなと。
作山委員長	こっち側ですからね。
事業者（B）	ただ、エントランスということで言われるのだったら、そちらを取るということは可能かなと思います。
作山委員長	これ、壁、広告の意味もあるというのは理解できるので、この幅を、10cmとか20cmでも幅を縮めるというのはできないですか。これは確認です、調整者からのだだの確認です。つまり閉鎖的というのを歩み寄れる線というのは、僕は先ほどルーバーみたいなことを言いましたけれども、広告として成り立つようにするのには10cmでも20cmでも立て壁を狭くするという可能性はあるんですか。まだ基本構想の段階なのであれですけれども、それもないんですかね。
事業者（B）	ホテルの名前が決まってないので、幅も、まだ確定はしていない。大体2mくらいというふうに決めているだけなので、10cm短くしろと言われば短くできるのかなとも思うんです、僕も。
作山委員長	できるだけやはり地元の住民の方が、やはり少し安心といいますか、できるような歩み寄りを見せていただくことがこれから長く付き合う重要なポイントなのではないかと思うんです。別に10なのか、20なの

	<p>か、僕は正解は分かりません。ただ、何かそういうことをやはり地元の方の、歩み寄る姿勢というのが、この調整会をきっかけにですね、何かここで決めていくことの重要性ではないかなと思ったんすけれどもね。</p> <p>では、それは、そこについては多少なりとも可能性ありという整理でよろしいですかね。全く否定ではない。だから絶対それはあり得ないということではないけれども、ただ、約束はできないけれども、これをベースに考えて、名称によっては、10cmとか20cmとか分かりませんが、幅が狭くなる可能性も否定できなくらいで捉えてよろしいかどうか、いかがでしょうか。</p>
事業者（B）	逆に、幾つの幅がいいとか、そういうのがないのであれば、それに答える意味があるのかどうかというところもあるんですけども、一応1番、2番、3番と関連づけてですね、歩み寄っていってるつもりなので、逆にその辺はちょっとご理解いただきたいなとは思いますけれども。
作山委員長	1、2番で歩み寄っているので、3番は歩み寄れないという……
事業者（B）	看板を外してますのですね。
作山委員長	ということです。
請求者（C）	すみません、私たちあそこは住宅街なんですよね。
作山委員長	そうですね。マイクをお願いします。
請求者（C）	住宅街で、のところにそういうものが侵入してくるんですから、本来だったら、それは許されるかどうかというのは市ほうに伺いたいぐらいなんですけれども。
野口副委員長	用途地域は何でしょうか。
請求者（C）	私たちはあそこを買い求めたときは住宅街として買ったんですね。それで子どもを育てることもできたんです。だけれども、今は孫が来るので私は拒否しています。あんな明るさとか、ああいうものに対して本当に嫌なんですね。それを幾ら名前が変わったからと言って、それをまたやらないということは絶対に私たちは信じることができないし、どの家でも自分の家の前にそういうものができる、煌々と電気をつけられたり、門を広くつけられたり、普通に出入りできないような状態になるのが許すことができますでしょうか。そこをちょっと伺いたいです。
野口副委員長	誰に。
請求者（C）	どなたでもいいです。できれば相手の方でも。
野口副委員長	事業者に聞かれているわけですね。

作山委員長	一応ご意見ということで、今回の調整会の内容ではないんですが、もしも答えることが可能であれば答えていただいてもいいですし、調整会の内容ではないので、答える義務は全くないんですが。
事業者 (A)	前回、前々回もコミュニティセンターで説明したとおり述べていますので、この場で述べる問題ではないと思いますね。その一言を言いたければ、前回、前々回に言っていただいて、答えたので、ここの場の論点ではないと思います、その話は。
作山委員長	はい、ありがとうございます。 ただ、意見としては言いたかったという、なかなかぶつけるところはないと思いますが、ただ、何か別の機会がもしかするとある可能性もありますので、ここではちょっとそこは取り扱えないというところでございます。
請求者 (C)	分かりました。
作山委員長	ちょっと1番に関連して、僕ちょっと確認できてなかつたところがあるんですけども、ガラス面が結構多いんですけども、ガラスって結構色がつくんですよ。今回のこのガラス、壁状のカーテンウォールのガラスといいますか、これは何か色味がつきますか。
事業者 (B)	色といいますと……
作山委員長	例えばガラスでもグリーンぽかったり、ブルーだったり、あるいはやや紫がかったりとか、何かいろいろ色は出せるわけですよね、だからそのままのことです。
事業者 (B)	通常、通常と言ったら、あれですね、反射フィルム、フィルムというか、反射熱反ですね。普通の色はついてないです、クリアですね。
作山委員長	例えばミラーみたいになっちゃうんですか。
事業者 (B)	ミラー状には見えると思います、昼間はですね。
請求者 (B)	そしたら反射するんですね。
作山委員長	黒っぽいタイプのミラー状になるんですか、その辺のいろいろ種類があると思うんですが。
事業者 (B)	ダークのほうだと思いますね。
作山委員長	ダークのほうですね。それは黒御影に合わせたようなダークのようなものだと。
事業者 (B)	ただ、反射って多分心配されているんでしょうけれども、真下から当てるので、角度的には、何と言うのでしょうか、反射角度は住宅のほうにはいかないと思っているんですけどもね、真下に近いので。
作山委員長	まあ何とも言えないところですよね。つまりそうはおっしゃっても実際は、いや、まぶしいかもしれない。この辺はあれですね、調節

	して、現場で照度とか調整するものですよね。だからもしも、どうしてもまぶしいというようなクレームとかあれば、その辺は調整する可能性があるというふうに認識してよろしいですか。
事業者（A）	それは前回説明会でもお伝えしましたけれども、出来上がってみないと多分分からぬ部分、ご説明できない部分もあるので、明るさに関しては調光の効くタイプのものを使って、それで調整させていただきたいと思います。
作山委員長	はい、分かりました。ありがとうございます。 今のは結構引き出したと思うんですね。さらに将来勝手に動かしたりとかということはしませんとオーナーはおっしゃっていますので、よろしいですか。 委員の方で何かご意見、ご質問ありますか。大丈夫ですか。
野口副委員長	いいですか。
作山委員長	どうぞ。
野口副委員長	これは説明されているように記録として残るんです、公表されるんです。だから開発業者さんが言われたことも公表されるし、皆さんのこと公表されるというのが一つの、一つの担保、担保、約束したねということの担保でもあると。ただ、それでも信用置けないというのだったら、また別の方法はあるんで、それは皆さんからご提案されて事業者さんと合意するしかないなというように思っています。
作山委員長	今言った、野口委員から言いましたように、この調整会はすごいんですよ、一字一句全部議事録が公表されるんです。名前はAさん、Bさんなんですけれども、僕が言った、例えば仮に失言とかしちゃうと、そのまんま出ちゃうんですよ。えーっとかというのもそのまま書いてあるんですね。でも、これは日本でもなかなかないんですよ、ここまで、普通だと概要でまとめちゃうんですけども、そうではなくて、これは全部そのまんま出ますので、ですから、記録としてきっちり残るというところで、まあすごい、すごいシステムなんですよね。 はい、どうぞ。
請求者（B）	そういうことであったら、私たちのため息やら何やら全部入れていただきたい。
作山委員長	ため息は入らないですよ、すみません。
請求者（B）	そういう気分です。
野口副委員長	ため息と言つていただければ、入るのかなと思います。
作山委員長	言つていただければ。
請求者（B）	私たちは40年ずっと住んでいて、「近鉄裏」という時代も通って

	<p>きていますから、あんなふうなまちを子供たちに残したくないから、今こういうふうに色調を合わせてくれ、照明を抑えてくれと、こういうふうに言っているわけです、それだけです。</p>
作山委員長	<p>はい、分かりました。</p> <p>結構議論は出尽くしたと思うので、双方の対立点を確認したいと思います。</p> <p>これは当初から3点ありましたので、1点目は、屋外広告物、照明についての仕様、これは照度やまぶしさや色の変化やその他全体的に落ち着いた照明、明るさにしてほしいというのが1点目です。</p> <p>2点目は、外壁の色調で、黒やグレー等ではなくて、暖かいベージュや茶系の色彩への変更を求めるというのが2点目、3点目はエントランス前の立て壁が閉鎖的な印象を受けるので撤去を求めるというのが3点目という、この3点が対立点として考えますが、よろしいでしょうか。</p> <p>はい、それでは、これより調整委員は取扱いの協議に入りたいと思います。</p> <p>10分休憩を挟みますので、45分、19時45分を再開時刻といたします。少し協議の時間をいただきたいと思いますので、しばらくお待ちしていただきたいと思います。</p>
	(休 憩)
作山委員長	<p>お待たせしました。</p> <p>それでは、これより調整会を再開します。</p> <p>双方の対立点は3点でした。これらについて1点ずつ調整委員としての取扱いの見解を述べます。</p> <p>まず、屋外広告物、照明についてです。</p> <p>本日、事業者のほうからある程度の歩み寄りと、請求者さんの不安に関して、この計画書におけるパースくらいの落ち着いた照明になると。それも将来も担保するというようなお話をいただきましたので、ある程度の歩み寄りができたのではないか、そういうふうに評価をします。</p> <p>もちろんこれについては、請求者さんの不安を全部解消できるものではないかもしれません、一応歩み寄っていただいたというところで評価をしたいというふうに思います。</p> <p>次に、2点目ですが、外壁の色調を単純な無彩色の黒とかグレーではなくて、暖かいベージュや茶系の色彩への変更を求めるということについてですが、これも最終的にどういうものになるかは確認できま</p>

	<p>せんが、基本的な考え方として、少しこの通りに配慮した、少し黒の在り方、あるいはグレーの在り方、特に1階部分については検討の余地ありという話をいただきましたので、一応歩み寄る姿勢が見えていいということを評価したい。ただ、最終的にどういうことになるかということはこれは分かりませんので、これについては今後地元の方たちと少し協議ができる場が残っているといいなど、あの照度についてももうちょっと、ここまで、やはりまぶしいよとか、明るさがちょっととかというのが最終的には確認できればいいかなというふうに思っております。</p> <p>最後の3点目ですが、エントランス前の立て壁については、残念ながら、今日の話では変更するということは基本的にはないということで、これは対立したままというふうな整理になるかと思います。ただ、まだ基本構想の段階ですし、今後デザインによっては10cm、20cm幅を狭める可能性なんかももしかするとあるかもしれませんので、そこも少し頭に入れておきながら、気にしていただきながら、今後の基本計画等へ進めていただければありがたいかな。ただ、今日の整理では対立したままという整理になります。</p> <p>以上、この3点目、3点の対立点の整理と調整委員としての見解を述べました。</p> <p>今回の調整会は、大規模開発基本構想の段階ですので、今回限りとなります。</p> <p>次の開発基本計画の段階には、先ほど述べたところの可能性も少し検討に入れていただけるとありがたいなどというところでございます。</p> <p>さらに、まだまだ具体的にどうするかというのはまだちょっと見えていませんが、基本的な方向が歩み寄っている、歩み寄る方向にいく……、あ、あ、失礼しました。特に事業者さんのはうで、3点目の立て壁を残す理由としては、特に1点目に関する大きなホテルの名称の看板の大きさを小さくすること、うん……</p>
野口副委員長	それをなくしたんだ。
作山委員長	なくしたんだね、なくすんですね。
野口副委員長	なくす。
作山委員長	<p>なくすということで、これは残すんだということですので、これは結構大きな歩み寄りだというふうに評価できます。すみません、大事なことが抜けていました。</p> <p>ですから、どうしても、看板としての立て壁というのはどうしても必要だということですので、結構大きな、それについては大きな歩み</p>

	寄りというふうに評価ができるのではないかというふうに思います。
野口副委員長	分かります、どんなことを言っているか。
請求者（B）	分かりません。
野口副委員長	いいですか。
請求者（D）	ちょっと分からぬと言つていらしたので、もう少し。
作山委員長	はい、以上で本日の調整会を終了したいと思います。 長時間お疲れさまでした。
請求者（B）	すみません、もう1回確認して。
請求者（D）	もう一ついいですか。ごめんなさい、いまさら申し訳ないんですけども、先ほど明るさ、1番なんですが、調整が効くような形をとるというお話だったので、調整がとるということは明るくなるし、暗くなるということなんで、最初に私たちがこの明るさでいいですよと言つたままで持続していただきたいと思っているんですけれども、結局、今のラフェスタのところも以前とは色が大分変わっているわけなので、今後何十年住むか分かりませんけれども、その後に明るさが変わっていくというものでは困るので、そのところ、もう1点だけ、ちょっと伺いたいなと思ったんです。
作山委員長	それは議事録に残っていますように、最初の落ち着いたもので、将来変えていくものではないというご返事をいただいているので、それを、そのとおりだと思います。 ただ、最初のセッティングのところが今決められないで、それは継続的にちょっと協議していただいて、できればそういう場をつくつていただけるといいのではないかということも、まあ、お願いになるんですが、そうすると、一度そこでセッティングすれば、それで将来は継続しましようということになるのかなというふうに思います。 ここまで今日お話ししていただいたということですので、結構重要なことが確認できたのかなと僕らは思っております。
請求者（B）	でも、はい、確約されたということではないんですね。
作山委員長	そのあんばいといいますか、それはやってみないと分からないで、最初にイメージしたものとちょっと違うよみたいなのがあるかもしれないから、現場で、本当は出来上がった段階でちょっと確認するというはあるかもしれません。ですから、ここで全てを何か確約することではなくて、ただ、方針は一応示していただいたので、そっちの方向でちゃんと調整しますよといいますか、落ち着いたほうに向かっていきますよということは今日お話しいただけたので、そこはある種のその言葉の確約といいますか、どの程度か分かりませんが、そ

	こはできたのかなということ、よろしいですか。
野口副委員長	繰り返しますが、議事録が……
請求者（B）	はいつ。
野口副委員長	議事録がちゃんと残りますので、それが一つの、一つの、全面的にだからという話ではないんですが、一つの担保にはなるんではないでしょうかと申し上げております、再度。
作山委員長	以上で調整会を終わりにしたいと思います。 出席者、傍聴者の方、ご退席ください。 ありがとうございました。
請求者（B）	ありがとうございました。

